

第16期 第8回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年3月27日(火) 午後1時35分～午後3時30分

2 場所： 豊見城市役所 5階ホール

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 金城 敏満

7 現場調査日時： 平成30年3月27日(火) 午後1時37分～午後2時27分

8 現場調査数: 3 件

9 付議すべき案件

報告第 31 号	農地転用後の利用状況の報告について(17件)
報告第 32 号	現況証明願について(7件)
報告第 33 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(2件)
報告第 34 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(4件)
報告第 35 号	農地法許可申請の取下げ願について(3件)
報告第 36 号	確認願について(2件)
報告第 37 号	農地法第18条第6項の規定による通知について(2件)
報告第 38 号	農用地のあっせんの成立について
議案第 19 号	農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
議案第 20 号	買受適格証明願出に係る事務処理について(変更)
議案第 21 号	農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地の買受適格証明願について(5件)
議案第 22 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(3件)
協議第 7 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(3件)

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第8回総会を開会いたします。

(午後1時35分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を私のほうから指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第2番委員の當銘博委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日提案された議案等については、現場調査3件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のために一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時37分

再開 午後2時27分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第31号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 2 ページから 3 ページをお開きください。
報告第 31 号「農地転用後の利用状況の報告について」
17 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、
ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 31 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 32 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 32 号「現況証明願について」
7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いた
します。
以上です。

会長 ただいまの報告第 32 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 33 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 7 ページをお開きください。
報告第 33 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報
告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 33 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。

これも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 34 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 34 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 34 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願い
いたします。
こちらのほうも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 35 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
報告第 35 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」
3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、
ご報告いたします。
以上です。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 35 分

会長 再開します。

会長 ただいまの報告第 35 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 36 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 19 ページをお開きください。
報告第 36 号「確認願いについて」
2 件ございました。農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 32 条第 1 号の規定に基づき届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 36 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
こちらも進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 37 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 27 ページ、28 ページをお開きください。
報告第 37 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 37 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

5 番委員 合意解約というのは何ですか。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知というのは、農地を賃借、小作料を払って借りているとか、そういう貸し借りの方法で契約した農地について、契約期間を最初に決めると思うんですけども…。

5 番委員 解約ですよ。なしにするんですか。

事務局 この契約期間に解約しようというのを地主さんと借りている人同士で合意の上で解約したときの通知になります。これは農地法第3条であつたり、利用権設定などで借りた農地が該当するという事になります。

5番委員 平成37年7月31日だからあと7年あるじゃないですか。

事務局 はい。その期間を定めていたんですけれども…。

5番委員 利用権設定は10年でやるじゃないですか。

事務局 利用権設定は、10年というのは決まっはいいないです。

5番委員 3年、5年。

事務局 はい。

5番委員 たしか10年、15年ぐらいでしたよね。

事務局 20年もあつたりします。当初の期間を満たす前に地主さんとの中で…。

5番委員 もう途中で解約？

事務局 という場合に通知することになっています。その通知が農地法第18条になります。

5番委員 合意解約？

事務局 はい。

会長 名嘉眞委員、よろしいですか。

5番委員 わかりました。

会長 ほかにないですか。進行してよろしいでしょうか。
休憩します。

休憩 午後 2 時 39 分

再開 午後 2 時 42 分

会長

再開します。
進行してよろしいでしょうか。

7 番委員

ちょっと一言。これは解約しますよね。その後の利用方法とかあったら。

事務局

これは解約なので、地主さんに戻ることになるので、戻したままだったら地主さんが耕作しなければいけないということになります。

7 番委員

基本はね。

事務局

はい。ケースとしてあるのは、借りている人がもうこの畑は使わないということで、借り手側の事情で返す。ここを地主さんはまた別の人を探したから、ここを解約して別の人に貸しましょうねというパターンもあります。いろいろあるんです。

7 番委員

結局、把握しているんだったら、もし地主も困っているんだったらこんなときに農地中間管理機構を利用したりするなら、把握している分だけでもですよ。声かけるのがいいんじゃないかなと思ったのをただ伝えたかったんです。

事務局

そうですね。ただ、やみくもに合意解約というのはあまりないんです。その先が決まっている人のケースが多いです。解約した後のどうやって使うというのは大体決まっています。

7 番委員

この 2 つあるのは決まっているんですか。

事務局

27 ページの地主さんは●●さんですけども、この方もこの次の話で出てきます。●●さんは、次貸す人は決まっています。

会長

よろしいですか。

(はいの声あり)

会長

ここももう進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 38 号の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 報告第 38 号につきましては、あっせん委員の當間勉委員のほうに報告をお願いいたします。

会長 よろしくお願いたします。

當間農地利用
最適化推進委員 報告第 38 号「農用地のあっせんの成立について」報告します。
議案書の 29 ページから 32 ページをごらんください。
第 6 回総会であっせん委員の指名を受けた私と高安昌俊委員及び事務局であっせん申出者の●●●●さんの代理人●●●●氏及び譲受候補者の順位第一位に決定した●●●●氏に対して農用地のあっせん活動を行いました。
その結果、平成 30 年 3 月 8 日（木）のあっせん会議において、申出者及び譲受候補者の間であっせんが成立しましたので、ご報告申し上げます。以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 38 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入っていきます。議案第 19 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 19 号について説明いたします。
議案書は 34 ページです。先ほどありました農地のあっせん事業のものになります。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございました。36 ページをお開きください。
申請のあります豊見城市字保栄茂西原 1257 番 1 及び 1262 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
議案第 19 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第 19 号について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 19 号については許可することに決定しました。
次に議案第 20 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 20 号「買受適格証明願出に係る事務処理について（変更）」、説明をいたします。議案書の 38 ページをお開きください。
買受適格証明願出に係る事務処理について、第 16 期農業委員の第 2 回総会で審議・可決いたしました事務処理について以下のように変更したいので、提案いたします。
38 ページ、右側が変更前、現在の事務処理でございます。これを左側変更後の事務処理に変えたいと考えております。変わる場所は、方針について変更後、下線が引かれたところの「本農業委員会は、総会において買受適格証明に係る審議、採決を行った場合において、後日同じ案件に係る審議だけのために総会を開催しない。また、その場合は、当該買受適格証明願いが提出されても受理しない。」というものです。理由につきまして、下のほう、仮に総会で買受適格に係る審議、採決が終了した後に、入札期間に間に合わせるために同じ案件が提出された場合なんですが、これについても特に買受適格証明の願出、この同じ案件だけのための審議をするために臨時総会を開催することはしない。これは例えばほかの審議事項があつて、これと一緒に行うのであれば、一度買受適格証明願出の審議を行ったものでも再度また同じ審議をしてもいいのではないかということから、こういう事務処理に変更したいというものでございます。説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

事務局 休憩していいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 50 分
再開 午後 2 時 52 分

会長 再開します。
これから採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

会長 議案第 20 号について、事務局提案のとおり事務処理を変更することにご異議
ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとことですので、議案第 20 号については、事務局提案のとおり事務
処理を変更することに決定いたします。
次に議案第 21 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 すみません、ちょっと休憩。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 53 分
再開 午後 2 時 54 分

会長 再開します。

事務局 それでは議案第 21 号について説明いたします。議案書の 40 ページをお開きく
ださい。

議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」は、5 件の申請がございます。

議案書の 41 ページが航空図となっております。

整理番号 1 番につきまして、42 ページです。願い出のあります豊見城市字与根西原 23 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われます。

続いて、43 ページをお開きください。願い出のあります豊見城市字与根西原 23 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われます。ただいまの整理番号 2 番の説明になります。

続いて、整理番号 3 番、議案書の 44 ページになります。申請のありました豊見城市字与根西原 23 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われます。

続いて、整理番号 4 番につきまして、議案書の 45 ページになります。願い出のあります豊見城市字与根西原 23 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われます。

整理番号 5 番について、46 ページをごらんください。願い出のありました豊見城市字与根西原 23 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われます。以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 21 号について委員の質疑を許します。議案第 21 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について、質疑のある委員は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については買受適格証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することに決定します。

次に整理番号 2 番について審議をします。質疑のある方はよろしくお願いたします。

7 番委員 すみません、休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 02 分

会長 再開します。

ほかにございませんでしょうか。採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については買受適格証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することに決定します。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いします。

(7番委員挙手)

会長 はい、7番委員。

7番委員 ●●●●さん、先ほどの合意解約の方ですよね。ほかに耕作地1,649㎡ある。●●さんは1,649㎡を世帯で耕作している。既に、先ほどの貸している土地とは別ということですか。ちょっと面積が微妙に違うんだけど。

事務局 ここも含んでいて、先ほどのものが905㎡。第18条の合意解約が905㎡だったんですけども、これも含めて今度は八重瀬町にも1筆、この方のおうちなので、その2筆の面積を合わせて1,649㎡ということになっています。

会長 よろしいですか。

7番委員 わかりました。

会長 ほかにございませんでしょうか。
これより採決に移ります。

整理番号3番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第3条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号3番については、買受適格証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第3条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することに決定しました。
次に整理番号4番について、委員の質疑を許します。挙手して質疑をお願いします。

(7番委員挙手)

会長 はい、7番委員。

7 番委員 ●●さんは南大東村に住んでいるんですけれども、行ったり来たりするんですか。

事務局 この方は、もちろん僕もそう思ったのでお話は聞いています。聞くところによると、住所は確かに南大東村であるのですが、奥さんと子どもが本島にいて、これはお子さんの通学のためということになっています。本島と南大東島を行き来しているそうなんですけれども、この方が本島にいる方が長いという話で伺ってまして、なので、まず耕作するための農業従事日数についても 150 日以上ちゃんと耕作できますよというお話を伺っています。ほとんど本島にいるというお話でした。

7 番委員 じゃあほかに世帯耕作地 2,151 m²は、逆にほとんど触らなくなるということですか。

事務局 現在は南大東のほうでサトウキビをやっているんですけれども、ご本人だけではなくて身内の方にお手伝いをお願いしながらやっていますよというお話ですね。

7 番委員 これは自営業じゃなくて？

事務局 はい。●●●●●●●●というところの代表者らしいです。これは本島に本社があって、南大東に支社があると。そういうこともあって、本島のほうにいたことが長いという説明でした。

7 番委員 建築屋さん？

事務局 建築資材の会社と言っていました。一応代表者なので、ほとんど現場に出るような仕事はしていないという話です。

7 番委員 ちょっと休憩して。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 13 分

会長

再開します。

これより採決に移りたいと思います。

整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 4 番については、買受適格証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することに決定します。

次に整理番号 5 番について、質疑を許しますので、挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、買受適格を有することについて証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 5 番については、買受適格証明書を発行すること及び当該願出人が競売において最高価買受人または次順位買受人となったときは、当該証明書を交付する時点と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理し、許可書を交付することに決定しました。

次に議案第 22 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 48 ページをお開きください。

議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。

それでは整理番号 1 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 843-44、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭前原 201-3、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長東前田原 296-8、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 22 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 22 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することにいたします。

次に協議第 7 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

協議第 7 号は、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課

70 ページをお開きください。すぐ 72 ページから説明したいと思います。

今回、利用権の申請が 3 件ありまして、まず 1 件目が番号 H29-18、貸し手、借り手はごらんのとおりでなっていて、利用権を設定する農地が伊良波当貴原 177 番 1、地目畑で面積が 1,586 m²、設定する利用権の種類が賃貸借権、存続期間が公告日から 15 年、借賃が年額 5 万円、借賃の支払い方法は毎年 5 月末までに口座振込。この設定は平成 29 年、J A が実施主体となっています、特定農地経営支援対策事業、ハウス導入のための権利設定となっています。

続いて、番号 H29-19、貸し手、借り手はごらんのとおりで。設定する農地が高嶺上深底原 148 番、地目畑で面積が 1,213 m²、利用権の種類が賃貸借権、存続期間が平成 33 年 2 月 28 日まで、借地年額 1 万 8,000 円、支払方法は公告日から 1 週間以内にまず 2 年分 3 万 6,000 円を現金払い、残りは、平成 33 年

2月28日までに残り1年分1万8,000円を現金払いとなっております。
続いて、H29-20、貸し手と借り手はごらんのとおりとなっております。このH29-20番だけは所有権移転に係る申請となっております。設定する農地が伊良波当貴原188番1と伊良波当貴原190番2、地目はともに畑で、面積はそれぞれ485㎡と15㎡で合計500㎡、所有権の移転時期は対価の支払日。その対価がそれぞれ586万8,500円と18万1,500円の605万円、支払方法は指定口座振込、支払期限が平成30年4月30日。その土地の引渡時期は、移転登記完了後となっております。

説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

協議第7号について、説明は終わりました。

協議第7号は1件ずつ審議します。まず、H29-18について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

H29-18について、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、H29-18については豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに決定しました。

次に整理番号H29-19について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

H29-19については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H29-19 については豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに決定しました。
次に整理番号H29-20 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

農林水産課 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 28 分

会長 再開します。

これより採決します。H29-20 については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H29-20 については豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに決定しました。
どうもありがとうございます。
本日は、以上をもちまして議事日程を全て終了いたしました。ありがとうございます。皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 3 月 27 日 (火)

午後 3 時 30 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



2番委員

富 銘 博



3番委員

金城 敏満

